

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項では是正の必要が認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	46	都市安全部 総合防災課	宝塚市備蓄計画について	本市では、宝塚市地域防災計画に規定する大規模災害の被害想定に基づき、食糧、飲料水及び生活必需品等を計画的に備蓄し、災害時の初動体制の充実を図っています。 宝塚市備蓄計画(以下「備蓄計画」という。)は、限られた財源の中で効果的、計画的な備蓄体制を確立し、避難所の開設・運営や被災した市民の救援・救護対策など、大規模災害にも対応できる体制を構築することを目的として、令和4年3月に策定しており、人口構成比率や食物アレルギー、宗教上の理由に配慮した上で食糧の備蓄目標数量を定めています。 食糧全体では目標数を上回っていますが、個別で見ると粥及び液体ミルク・粉ミルクの不足が生じていることから、不足している食糧への対策について所管課に確認したところ、「従来、災害時の避難者想定人数等から必要となる食糧の備蓄目標数量を定めていたが、備蓄計画では幼児や高齢者向けの食糧として粥を選定し、人口構成比率から備蓄目標数量を設定した。現時点において備蓄数量は不足しているが、備蓄目標数量の確保に向け取り組んでおり、令和7年度に計画目標数量に達する予定である。また、液体ミルク・粉ミルクについては、子ども未来部で日常的に使用している粉ミルクの備蓄数量を定期的に確認し、不足分を総合防災課で備蓄することとしている。」旨の説明を受けました。備蓄計画は策定から間がなく、すぐに全ての物資を充足させるのが難しいことは一定理解できますが、充足率が100%を超えている食糧の購入数を減らし、不足している食糧の購入数を増やすなど、まずは備蓄計画上の基準を充足させる必要があるのではないかと考えます。 令和7年度に計画目標数量に達する予定であるとのことですが、その間も災害が起こる可能性があることから、特に、災害弱者といわれる高齢者や乳幼児に対応する粥や液体ミルク・粉ミルクなどについては、早急に充足させておく必要があると考えます。 いつ災害が発生しても対応できるよう、備蓄計画の備蓄目標数量の充足を図り、適正な備蓄管理に努めてください。	引き続き実施計画での要求などを含め、高齢者や乳幼児に対応する粥や液体・粉ミルクなどの優先順位にも配慮しながら、備蓄物資の必要数の確保に努めます。
4	定監	47	都市安全部 総合防災課	防災情報システム管理事業について	本市では、令和元年度に実施した総合防災訓練(図上訓練)の際には、被害想定について、ホワイトボード等に状況を書き込むというアナログな方法で実施していましたが、南海トラフ地震や武庫川の氾濫などの大規模災害が発生した場合、避難所や関係部局との情報共有や避難情報の発令等の災害対応に遅れが生じるおそれがあること、また、他の自治体で大規模災害が発生した際に、被災自治体での家屋被害認定調査や罹災証明書の発行、各種被災者支援において対応が遅れるなどの問題が生じたことなどを踏まえ、市民の命を守り、生活再建を早期に実現するため、令和2年度に災害情報システム及び被災者支援システムを導入しています。 災害情報システムの活用実績について所管課に確認したところ、「災害情報システムの導入により、気象警報発表時に職員参集メールを自動配信し、職員の迅速な参集につなげることができた。また、避難者数のリアルタイムでの把握や、AIによる情報収集機能の活用することで住民の声の確認が可能となった。」旨の説明を受けました。一方で、職員の参集率については、「災害の程度により参集が必要な職員は異なり、参集した際に職員が災害情報システムを利用して通知することとなっているが、参集状況については各部局からの連絡を受けることとしているため、災害情報システムを活用した職員の参集率の集計は行っていない。」旨の説明を受けました。災害情報システムの現在の運用として、職員の参集については参集の情報発信だけにとどまり、参集結果の集計、分析が行われていません。実際に災害が発生した場合には、職員の参集状況について速やかに把握する必要があるため、災害情報システムの活用が必要ではないかと考えます。 また、令和4年3月11日実施の訓練において、9時15分に職員に参集メールを配信しましたが、回答率は26%という非常に低い結果でした。回答率が低かった理由について所管課に確認したところ、「当該時間においては、窓口業務等で回答ができなかった職員もいたのではないかと考えている。」旨の説明を受けました。訓練は実際の災害発生時を想定して行うものであり、緊急的に職員参集が必要となるのは勤務時間外であることを考えると、早朝や深夜などの勤務時間外に参集メールを配信すべきであったと考えます。実際に災害が発生した際に迅速に対応できるよう、本番を想定した訓練を実施するよう努めてください。	システムに搭載するユーザー情報(職員名簿情報)を加工し、令和5年度の災害発生時には、システムによる職員の参集結果の集計及び分析を行います。 本番を想定した訓練の実施につきましては、令和5年度に勤務時間外での訓練実施を検討することとします。

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	48	都市安全部 防犯交通安全課	第11次宝塚市交通安全計画について	本市では、第11次宝塚市交通安全計画(以下「交通安全計画」という。)を策定し、具体的な取組の成果を示すため、新たに本市独自の目標として「ゾーン30設置数」「ヘルメット着用率」を設定しています。 「ゾーン30」の取組内容について、「設置に当たっては、取組の対象である設置するゾーン内にある自治会や市民の意向によって進められていく部分が大いいため、具体的な取組は行っていない。」旨の説明を受けました。「ゾーン30」の設置は、市民の意向が反映されることは理解しますが、市が具体的な取組を行えない内容であれば、目標に設定すること自体に疑問が残ります。目標とした以上は、設置が必要と思われる区域の検討や自治会、市民への働き掛けなど、市が主体的に取り組むべきであると考えます。 また、自転車ヘルメット着用調査では、令和4年度は5.4%となっています。その理由について、「市民の意向調査は行っているが、回答数が少ないこともあり、具体的な理由は把握できていない。対策としては、引き続き啓発活動を行っていく。」旨の説明を受けました。従来からの対策が成果として表れていない中、理由を把握せず、同じ対策を継続することには疑問を感じます。 さらに、交通安全計画で数値目標を設定せずに行う進捗管理の方法について、「啓発実施回数や参加人数などの活動指標は数値目標の設定を行うことが可能だが、成果指標を数値で測定することは困難である。目標の実績値は毎年度集計管理しており、具体的な数値目標がない場合でも数値の増加、減少の結果は確認できるため、検証・評価は可能であると考えている。」旨の説明を受けました。設定している目標の数値は当然、増加、減少する方が良いものですが、果たして、それらの数値が増加、減少したかどうかだけで成果の検証・評価が可能であるのか疑問が残ります。 交通安全計画に示された目標や対策について、進捗状況の管理、成果の検証、課題の分析、課題に対する対策の検討が必要ではないかと考えます。交通安全計画を策定しただけのものとする事なく、実効性のあるものとするよう取り組んでください。	本計画では、市独自の取組目標として「ゾーン30の増設」「自転車ヘルメット着用率の向上」を新たに設けましたが、ゾーン30については、現在、市内に10か所設置されており、生活道路における走行車両の速度抑制により、交通事故の防止を図っています。ゾーン30の指定については、警察が所管していますが、道路上の工作物設置や地域への説明等、市が関与する部分が大いことから、今後、警察と連携を図りながら、通学路合点検や交通安全対策要望の場を利用し制度の周知を行うなど、市内のゾーン30の普及に努めていきたいと考えています。 次に、自転車ヘルメットの着用率について、過去3年間で10月に実施したヘルメット着用状況に関する定点調査では、着用率が平成30年度で10.7%、令和元年度で12.4%、令和2年度で7%、令和3年度で6.7%、令和4年度で5.4%と、調査規模が小さいため結果にバラつきがあるものの、いずれも低く、市民のヘルメット着用意識が低い状況となっています。また、令和4年7月1日から8月31日までの2箇月間、市民に向けヘルメット着用アンケート調査を行い、50件の回答を受付しましたが、一般成人におけるヘルメットの着用状況では、「着用していない」「着用していないことが多い」という非着用の合計率が54%と半数以上あり、おもな理由として、「着用が面倒」「必要と思わない」などがあり、頭部を保護するためのヘルメット着用の必要性が十分理解されていないことが伺えます。そして、非着用者のうち、78%の方が「今後も着用しない」と回答しており、着用の必要性を理解しただけの対策が必要であると考えています。取組対策として、継続的な啓発が重要であるため、今後も広報たからづかや市ホームページの活用をはじめ、駐輪場へのチラシの設置や街頭啓発などにより、周知を図りたいと考えています。 その他の目標として、「自転車事故件数を減少させる」がありますが、本市の自転車事故件数については、令和2年の106件から、令和3年では142件と一旦増加するものの、令和4年では113件と減少しており、近隣市では、これまで比較的自転車利用の多かった尼崎市や伊丹市を除く芦屋市や川西市などが本市と同様の傾向となっており、通勤や通学の新たな手段として自転車を利用するようになったのではないかと考えています。国や自治体の統計によれば、新型コロナウイルス感染が発生した令和2年以降、電車やバスなどの公共交通機関乗客数が減少する一方で、電動アシストサイクル自転車の生産台数が増加しており、これらの状況から、令和3年に自転車事故が増加した一因として、コロナ禍の影響により公共交通機関を避け、これまで自転車を利用していなかった方が利用しはじめたためではないかと考えています。警察庁の統計によると、自転車関係事故の全交通事故に占める割合が年々増加しており、これは、交通事故が減少傾向にある中で、自転車事故は横ばい状態であることを示しています。県においても、交通事故件数は年々減少しているものの、自転車関係事故割合は各年とも人身事故全体の25%前後で推移しています。令和4年中の自転車関係事故4,162件のうち、対車両の交通事故が3,755件(90.2%)と最も多く、事故の状況としては、交差点での出会い頭によるものが58.3%を占め、安全確認の励行が最も重要であることから、自転車教室の開催による自転車安全利用教育、その他の啓発活動の中で、事故防止につながる情報発信や知識の周知を行っていきます。特に、年代別では、高校生の自転車事故が多いことから、これらの年代に対する啓発についても取組んでいきたいと考えています。 今後も、本計画の内容に沿って、本市の現状や交通安全対策にかかる課題の把握に努めながら、交通事故の減少につながる取組みを進めていきたいと考えています。また、ご指摘をいただいている数値目標の設定については、現在のところ施策評価や事務事業評価において事故件数等の数値を設定のうえで進捗管理を行っていますが、今後、近隣市の状況も参考としながら、次期計画に向けた設定の有無について検討していきます。
4	定監	49	都市安全部 公園河川課・ 道路管理課 共通	街路樹の維持管理について	街路樹は、まちの景観向上や環境保全等に寄与するものですが、本市では植栽されてから40年以上経過する街路樹が増加しており、大木化、老木化の進行により維持管理費は増加傾向にあります。 今後策定する計画の中で街路樹の適正化を図るとのことですが、計画を策定し、それが維持管理費の縮減につながるまでには相当の年数が必要であると考えます。その間も緊急対応が必要な場面が増加することが想定されますが、街路樹に起因する事故が発生した場合、市民等の生命及び財産に重大な影響を及ぼす可能性があることから、安全面に十分配慮した維持管理に努めてください。 また、計画の策定に当たっては、維持管理費の縮減のみならず、街路樹が有する様々な機能や市民等の街路樹に対する愛着への配慮等も反映させ、市域全体として調和の取れた質の高い維持管理となるよう取り組んでください。	今後、街路樹管理計画を策定し、適正な維持管理を行う予定ですが、策定されるまでの間については従前のとおり、職員によるパトロールや市民からの通報により危険な状態を確認した場合は、工事及び委託において適切な維持管理に努めます。 また、計画策定後についても引き続き、通行に支障となる枝葉の剪定や枯れ枝の剪定等の緊急的な対応などを実施し、安全に十分配慮した維持管理に努めます。また、計画策定にあたり、市域全体として調和の取れた質の高い維持管理計画となるように取り組みます。

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	50	都市安全部 道路政策課	バス路線運行補助金(山手地域内バス路線補助事業)について	本市では、仁川・売布山手住宅地域と最寄りの鉄道駅を結ぶ路線バスを導入することにより、公共交通空白地域の解消と高齢者等地域住民の外出手段の確保を図ることを目的として、バス路線運行補助金(山手地域内バス路線補助事業)を交付しています。 令和2年度から補助金交付額が急激に増加していることから、その理由について所管課に確認したところ、「コロナ禍による利用者数の減少に伴い、運行収入が減少したことが大きな要因である。また、令和元年度までは経常費用の人件費のうち2分の1のみ算定していたが、従前より事業者からの強い要望を受け、令和2年度から人件費の全額を算定するよう算定方法を変更したため経常費用が増加した。」旨の説明を受けました。収支改善に向けた取組として、事業者は売布山手住宅地域において、令和4年4月30日から泉ガ丘系統及び売布きよしガ丘系統の統合、市立病院までの路線延伸、土曜日ダイヤの見直しにより、効率的かつ効果的な運行を実施していることは一定評価しますが、ここ数年の市補助金交付額は急激に増加しており、このままの状況が続けば、今後ますます市の負担が増加することが懸念されます。 現在の補助制度上、原則として運行欠損額の全額を市が補填することになっていますが、主な利用者である地域住民は地域の足である山手地域内バス路線の維持を自らの課題と捉え、利用促進に向けた意識や行動が求められるとともに、更にはバス事業者の経費削減の努力による連携関係があつてこそ、公共交通手段である山手地域内バス路線の維持が図られると考えます。今後、市が漫然と運行欠損額の全額を補助し続けるだけでなく、利用者、事業者、行政それぞれの役割を再認識し、連携していくことで、利用促進ひいては運行費収支の改善につながるよう努めてください。	売布山手住宅地域では、令和4年12月に地域住民を中心に組織された売布地区公共交通対策会議が発足し、地域住民や交通事業者と路線バスの利用促進や確保維持、利便性の向上について協議をしています。今後も引き続き、三者一体となり、売布山手住宅地域の路線の維持に向け継続して協議をしていきます。 令和5年度は仁川山手住宅地域についても地域住民との協議の場を設ける方針です。両地域ともに三者で課題を共有し、路線バス以外の交通モードの検討や利用促進活動により公共交通の維持確保を目指します。
4	定監	51	都市安全部 道路政策課	宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想について	本市では、交通バリアフリー法の基本方針に基づき、本市の地域・地形的特性と動向を踏まえ、優先的に取り組むべき重点整備地区において、高齢者・身体障害(がい)者等の移動円滑化に資する必要な施策を講じることを目的として、平成14年5月に宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想(以下「基本構想」という。)を策定しています。 基本構想では、宝塚駅周辺及び逆瀬川駅周辺の2箇所を重点整備地区とし、各地区において、特定旅客施設、道路等の一般交通用施設、その他の施設の区分ごとに課題を抽出し個別目標を設定するとともに主な整備内容を示していますが、整備目標年次を「概ね平成22年(2010年)」としているにもかかわらず、その後10年以上経過した現時点においても、策定時の内容のまま市ホームページに掲載しており、市がこれまで何を実施したのか、これから何を実施しようとするのか、市民が見た場合に何も分からない状況となっています。主な整備内容の実施状況については、対応可能な範囲はおおむね完了しているとのことですが、これまでに基本構想の総括、検証が全くできていないと言わざるを得ません。 また、整備目標年次を「概ね平成22年(2010年)」としたまま改定がされていないことに対する所管課の見解について確認したところ、「整備内容の完了、未完了について別途一覧化して示すなど整理することを検討する。」旨の説明を受けました。 しかしながら、単に整理するだけでなく、これまで市が実施したことを総括、検証した上で、整備の効果がどれだけあったのか、未完了のもののうち今後何をいつまでに実施するのか等を明らかにして、公表する必要があると考えます。前述のとおり、すでに相当の年数が経過していますので、早急に総括、検証に取り組んでください。	宝塚駅及び逆瀬川駅重点整備地区内における主な整備内容の実施状況について、公表に向けて現地調査・整理および関係機関との協議を行います。
4	定監	52	都市安全部 道路管理課	道路バリアフリー化事業(線的整備)計画について	道路バリアフリー化事業(線的整備)計画は平成21年度から平成30年度までを計画期間としており、令和元年度に整備優先順位や対象路線の拡充等の見直しが行われる予定でしたが、結果的に内容は見直しされることなく、計画期間を令和8年度まで延長しただけのものとなっています。整備の進捗状況としては、平成25年度以降は累計の目標値を達成できない状態が続き、平成30年度末の累計目標整備率48%に対し、累計実績整備率は22%となっています。目標値と実績値が大きく乖離していることから、バリアフリー化計画の見直しが行われた令和元年度以降は、目標値を平成30年度の数値で固定している状況です。また、令和元年度から令和3年度における事業費は約8,351万円ですが、整備できたのは約190mであり、整備率の進捗は0.95%にとどまっています。 バリアフリー化計画の進捗が遅れている理由について所管課に確認したところ、「現計画は通常の維持補修に含まれる舗装の修繕や樹木の根上がりへの対応を含む計画となっており、バリアフリー化計画の趣旨に沿った歩道改良のみを対象とした計画となっていない。また、歩道改良工事には多額の予算が必要となることも要因と考えている。」旨の説明を受けました。 できる限り速やかに次期計画の策定に向けて、整備の進捗状況を市民に公表するとともに、現計画の課題について検証し、実態に沿った実効性のある計画となるよう取り組んでください。	現計画での舗装の劣化・老朽化や街路樹の隆起などによる路面の凹凸に対する修繕は、道路管理者の道路の維持・修繕義務の範疇であることから、次期計画では、歩道構造形式の改良が必要な路線を現計画から抽出するとともに、過年度に実施した通学路合同点検の結果等から新規路線を加え、これまでの整備に要した費用等も勘案のうえ、実効性のある計画に改訂できるよう取り組みます。

年度	監査区分	番号	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
4	定監	53	都市安全部 北部整備課	合併処理浄化槽整備事業について	本市では、国の浄化槽設置整備事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)を基に、宝塚市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定め、合併処理浄化槽の設置事業に対して補助金を交付しており、過去3年間の申請件数は、令和2年度1件、令和3年度1件、令和4年度(12月時点)2件となっています。 補助金の今後の見込みについて所管課に確認したところ、「既に北部地域のほぼ全戸に合併処理浄化槽の普及が進んでいることから、年1件から2件程度の申請を見込んでいます。地元住民からは改築・修繕に対する補助の要望があるが、実施要綱では改築事業に対する補助の条件として浄化槽長寿命化計画の策定が必要とされている。計画策定の検討については複数の部局にまたがる業務であることから進んでいない。」旨の説明を受けました。設置事業のみを対象とした現制度の申請件数が少ないこと、改築に対する補助の要望があることから、まずは縦割行政の弊害を排除し、計画を策定するに当たっての課題整理を、関係する部局間で行うよう努めてください。	南部市街地の公共下水道区域を除く、北部地域については、合併処理浄化槽により汚水処理を行っています。新規設置の支援として、平成4年度より合併処理浄化槽設置を行う住民等に対し補助金を交付し、また環境部環境政策課においては、一戸当たり13,000円の年間維持管理費の助成を行っておりますが、初期に設置した施設は、30年を迎えており、今後、施設の老朽化の進行により、改築修繕費用の増加が懸念されます。 今後、これらのことに対し、国庫補助金等を活用した支援策について関係部局との共有や課題整理に向けた調整など引き続き、取り組んでいきます。
4	財援	54	子ども未来部 保育事業課(各団体 共通事項)	私立保育所運営費助成金(新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金を含む)に係る実績報告書の確認について	私立保育所運営費助成金に係る令和3年度実績報告書の内容を確認したところ、複数の保育所で記載誤りやあいまいな運用となっている箇所等が散見されました。主な事例は次のとおりです。 (1)職員基準配置事業 児童数の変動により国基準配置に係る必要職員数が1人分増加した月において市の助成金の支給対象職員数を1人分減少させず、結果的に職員1人分の助成金を多く支給していました。 (2)保育士宿舍借上げ支援事業 契約期間を経過し、契約更新がされた後も礼金を補助対象経費として助成していました。また、本市保育所勤務前に保育士が個人で契約した賃貸物件の礼金を補助対象経費に算入して助成していました。 (3)新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金 補助金交付要綱で明記されていないものの、別途補助対象としている勤務時間内(基本給(時間給)による従事)の消毒等作業を対象経費としており、適正ではないと考えられる事例がありました。 (4)保育所地域活動事業 プロスポーツチームとのオフィシャルパートナー契約における支出について、保育所地域活動事業の本来の目的に沿ったスポーツ教室の開催は1回のみで支出に見合う効果が得られていないこと、運営法人が受ける権益は広告宣伝の色合いが強いことから、本協賛金を保育所地域活動事業の助成対象とすることに疑問が残ります。 いずれの事例も、各保育所から提出された実績報告書の内容確認が不十分であったため発生したものと考えます。所管課においては、今回判明した事例について適正な執行となるよう確認、修正等を適宜行うとともに、事務上の確認方法を整理した上で各保育所に事例の周知をするなど、再発防止に努めてください。なお、過剰に助成した分については、速やかに返還を求める手続を行ってください。	(1)から(4)のいずれについても、マニュアルへの追記や報告様式に注釈を加える等したうえで、私立保育園長会で各事案を周知し、注意喚起をしました。今後とも、適正な執行となるよう、確認、修正等を適宜行い、再発防止に努めます。 また、全ての事案において、過剰に助成した分については返還を受けました。なお、(4)については、支出額693,000円のうち、当該チームの運営会社が定める選手・コーチの派遣料金表を用いて算出した110,000円を実際に行ったスポーツ交流にかかる費用相当額として認め、再算定した実績総額を元に返還を受けました。
4	財援	55	子ども未来部 保育事業課(各団体 共通事項)	宝塚市保育補助者雇上強化事業及び宝塚市保育体制強化事業について	保育運営事業は児童1人当たり月額5,000円を助成する事業ですが、いわゆる上乗せ事業としてこれまで市単独予算で実施してきたことから、一般財源の縮減を図るために宝塚市保育補助者雇上強化事業及び宝塚市保育体制強化事業(以下「両事業」という。)を令和3年度から実施したことは一定評価できます。しかしながら、両事業に係る国庫補助金等の制度は以前から存在しており、一般財源の縮減を図ることのみが目的であれば、従前から国庫補助金等の活用が可能であったと考えます。常日頃から国等の制度改正等の情報収集に努めてください。 また、一般的に保育運営事業は実支出額が助成基準額を上回ることが多いため、各保育所にとっては両事業を保育運営事業の費用としてあて計上するメリットが乏しく、現に補助申請をした保育所は補助者雇上強化事業が6施設、体制強化事業が7施設にとどまっています。一般財源の縮減を今後とも確実に継続していくためには、保育所に対しても何らかの形でインセンティブが働くような制度であることが望ましいのではないかと考えますので、両事業の在り方について再度整理するよう努めてください。	国等の制度改正等の情報収集に引き続き努めます。 未申請の保育施設に理由を確認したところ、一部の園において、事務の手間を考慮した消極的な姿勢も見られましたが、根本的に条件を満たさないため申請できないという場合が多く、特に、他の助成金や給付金との併給を認めていないことから、既に当該事業の要件に合致する職員を必要数配置していても、国が定める施設型給付費の積算に当該職員を充てているため、両事業の対象として計上できない場合もありました。 両事業の申請を促す方法については、今後も検討していきます。

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容(回答).pdf』をご覧ください。